

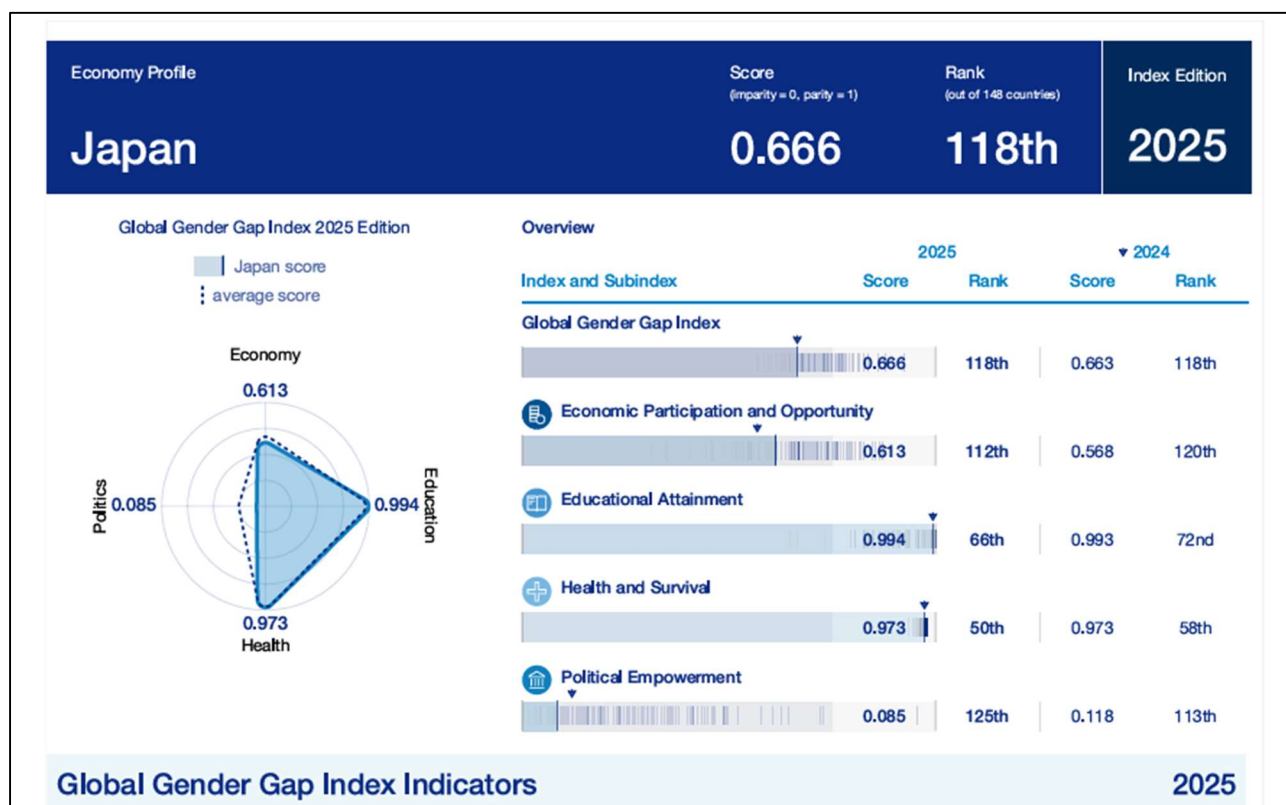
中央区男女共同参画行動計画 2023 改定に関わる現況整理 (世界・国・東京都の動向)

1 国際的な動き

◆世界経済フォーラムによるジェンダーギャップ指数

2025 年 6 月 11 日に世界経済フォーラム（WEF）による「ジェンダーギャップ指数 2025」が公表され、日本の順位は 148 か国中 118 位であった。特に「経済」分野が 112 位（前年 120 位）、「政治」分野が 125 位（前年 113 位）と課題を残している。

教育分野は 66 位（前年 72 位）、健康分野は 50 位（前年 58 位）となっている。



世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2025」p.227)

2 国の動き

(1) 第6次男女共同参画基本計画について

- ・令和8年2月に「第6次男女共同参画基本計画」が策定されました。
- ・「第6次男女共同参画基本計画」では、4つの目指すべき社会およびⅠ～Ⅲの政策領域が示され、Ⅰ～Ⅱの領域下に12の分野が設けられています。また、「社会情勢の現状、予想される環境変化」では5つの項目をあげ、「第6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等」では、9個の視点と事項をあげています。

目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

社会情勢の現状、予想される環境変化

- (1) 社会構造の動向・変化（人口減少、世帯構成の変化等／就業・生活の在り方／ビジネス・地域経営の動向・変化）
- (2) 意識・価値観の動向・変化
- (3) テクノロジーの急速な進展・進化
- (4) 安全・安心に影響を与える様々な要因
- (5) 国際的な潮流

基本的な視点及び取り組むべき事項

- ① 性別にかかわらず全ての人にとって働きやすい環境づくりと女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進。両立支援（育児、介護、健康、学び等）、多様で柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正、DXによる働き方改革・生産性向上、ハラスメント対策及びリ・スキリングの促進。
- ② 指導的地位に占める女性の割合を 2020 年代の可能な限り早期 30%程度という目標の達成。国際的水準を意識しつつ、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）も含めた人材登用・育成の強化。2030 年代には指導的地位にある人々の性別に偏りがない社会へ。
- ③ 各地域の実情を踏まえた男女共同参画の取組を促進し、更に女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりを後押しするため、国・地方公共団体・産業界・市民社会の連携や取組の横展開等の各地域における男女共同参画の推進。
- ④ テクノロジー関係施策のジェンダー主流化と男女共同参画施策を進める上でのテクノロジー利活用促進によるジェンダード・イノベーションの推進。テクノロジーの進展が男女共同参画に与える負の側面に留意した安全・安心な利用環境の整備。
- ⑤ ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者の尊厳を回復するための支援の充実。
- ⑥ 多様かつ複合的な困難を抱える女性に対して困難な状況が固定化・連鎖しないようなきめ細かな支援。
- ⑦ 多様な困難を抱える女性等に対するきめ細やかな支援
- ⑧ 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策の徹底
- ⑨ あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保するとともに、税制や社会保障制度を始めとする制度や慣行が男女の社会活動の選択にできる限り中立なものへ

政策領域

分野

I 男女共同参画の推進による多様な幸せ (well-being) の実現

- 第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
- 第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第3分野 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備
- 第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援
- 第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
- 第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
- 第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

- 第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
- 第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

第5次計画と第6次計画の「男女共同参画基本計画の目指すべき社会」の比較

	第5次男女共同参画基本計画	第6次男女共同参画基本計画
①	男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会	男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
②	男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会	男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
③	仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会	仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
④	あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会	<u>あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会</u>

※下線部は第5次計画と第6次計画で相違がある部分

第5次計画と第6次計画における「分野」の比較

第5次男女共同参画基本計画の体系

I あらゆる分野における女性の参画拡大

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 3 地域における男女共同参画の推進
- 4 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

- 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 6 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 7 生涯を通じた健康支援
- 8 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 10 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 11 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

第6次男女共同参画基本計画の体系

I 男女共同参画推進による多様な幸せ (Well-being) の実現

- 1 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
- 2 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 3 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備
- 4 生涯を通じた男女の健康への支援
- 5 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
- 6 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
- 7 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 8 防災・復興における男女共同参画の推進

II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

- 9 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
- 10 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 11 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 12 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

III 推進体制の整備・強化

※下線部は第5次計画と第6次計画で変更がある部分

(2) 法改正について

<男女共同参画に関する法律>

◆男女共同参画社会基本法の一部改正（令和8年4月1日施行）

独立行政法人男女共同参画機構が業務をより適切に行うことができるよう、機構が行う業務の考え方や方向性を示すため、連携及び協働の促進や人材確保などの国及び地方公共団体の基本的施策の強化及び男女共同参画センターの法的位置付けを明らかにした。また、独立行政法人男女共同参画機構の「ナショナルセンター」としての法的位置付けも明らかにした。

◆独立行政法人男女共同参画機構法の公布（令和8年4月1日施行）

国の男女共同参画の現状を見ると、意思決定過程への女性の参画、女性の経済的自立等、一層の努力が必要とされている現状に鑑み、国の実施体制を強化するため、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として独立行政法人男女共同参画機構（JGEPA）が新設された。また、同機構に「センターオブセンターズ」としての機能を付与し、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を強力に支援することで、女性に選ばれる地方づくりを後押しするという趣旨がある。

<性的指向、性自認に関する法律>

◆性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の公布

（令和5年6月23日施行）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにした。

<性犯罪、暴力、ハラスメントに関する法律>

◆性犯罪に関する刑法の改正（令和5年7月13日施行）

「不同意性交等罪」と「不同意わいせつ罪」が新設された。性交同意年齢が16歳に引き上げられるとともに、16歳未満の者にわいせつ目的での面会要求も犯罪となった。また、性的画像の盗撮は「撮影罪」、撮影した画像を人に提供することは「提供罪」として処罰されることも明確化された。

◆「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」の成立（令和5年7月13日施行、一部令和6年6月20日施行）

「性的姿態等撮影罪」「性的影像記録提供等罪」「性的影像記録保管罪」「性的姿態等影像送信罪」「性的姿態等影像記録罪」が新設され、性的姿態等の画像などの複写物の没収、押収物に記録された性的な姿態の画像等の消去・破棄などが新設された。

◆配偶者暴力防止法の改正（令和6年4月1日施行）

接近禁止命令等について、重篤な精神的被害を受けた場合にも保護命令の対象となったことや接近禁止命令等の期間6か月間から1年間に伸長した。また、子への電話等の禁止命令の創設や保護命令違反が厳罰化された。

◆労働施策総合推進法の改正（令和8年10月1日施行）

カスタマーハラスメント防止措置及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止措置が義務化された。

<働き方、ワーク・ライフ・バランスに関する法律>

◆育児・介護休業法の改正（令和7年4月1日施行、一部令和7年10月1日施行）

3歳以上小学校就学前の子を養育する労働者に関し、事業主が職場のニーズを把握した上で、柔軟な働き方を実現するための措置を講じ、労働者が選択して利用できるようにすることを義務付けるなど、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充がされた。また、育児休業の取得状況の公表義務は常時雇用する労働者数が1,000人超から300人超えへと拡大された。さらに、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度が強化された。

◆女性活躍推進法の改正（令和8年4月1日施行）

女性活躍推進法の有効期限が令和18年(2036年)3月31日まで延長。従業員数101人以上の企業に「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務化された。また、プラチナえるぼしの認定要件に、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止措置の内容公表を追加した。

<困難を抱える女性の支援に関する法律>

◆困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和6年4月1日施行）

近年の女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化・多様化・複合化しており、多様な問題を抱える女性に対する「支援」を中心に据えた新しい法律の必要性から、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現を目指して、令和4年5月に制定された。

（3）方針について

◆性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針

（令和5年3月30日、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）

令和2年度から令和4年度までの3年間を「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」として性犯罪・性暴力対策の取組を強化してきたが、性犯罪・性暴力は深刻な状況であり、対策の更なる強化が必要であることから、令和5年度から7年度までの3年間を「更なる集中強化期間」とし、同期間における関係府省の取組の方針を示した。

（取組の方針）

- 1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用
- 2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防
- 3 被害申告・相談をしやすい環境の整備
- 4 切れ目ない手厚い被害者支援の確立
- 5 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防
- 6 新たな課題等への対応

◆女性活躍・男女共同参画の重点方針 2026（女性版骨太の方針 2026）

（令和8年6月 すべての女性が輝く社会づくり本部）

女性活躍・男女共同参画の取組を加速するために、毎年6月をめぐり政府決定し、各府省の概算要求に反映を図るため作成。「第6次男女共同参画基本計画」に基づく取組を一層強力に推進し、その上で、女性活躍の裾野をさらに広げるとともに、「健康」・「成長戦略分野」・「地域」の3つの重点分野について、戦略的・体系的に取り組みを強化する。あわせて、全ての取組の前提となる「安全・安心」が確保される社会の実現に取り組む。また、全ての意思決定に女性が参画することを基本とする。

（取り組む事項）

- I 女性の生涯にわたる健康支援
- II 17の戦略分野における女性活躍
- III 女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり
- IV 安全・安心が確保される社会の実現等

◆困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針（令和5年3月 厚生労働大臣告示）

国は、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項、支援のための施策の内容に関する事項及び都道府県等が策定する基本計画の指針となるべき基本的な事項について、法の趣旨や困難な問題を抱える女性の実態、支援対象者に対する支援の実態や課題等を踏まえて基本方針を定めた。困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策が国及び地方公共団体において総合的かつ計画的に展開され、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指す。基本方針の対象期間は令和6年度～令和10年度までの5年間（法改正等の際は都度見直し）。

3 東京都の動き

(1) 東京都男女平等参画推進総合計画について

◆「東京都男女平等参画推進総合計画」の策定（令和4年3月策定）

女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」と配偶者暴力防止法に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成されている計画となっています。計画期間は令和4年度（2022年度）から令和8（2026）年度までとなっています。

目指すべき男女平等社会の実現に向けて、3つの視点から取組を強化・加速させるものです。また、基本的な考え方には3つの柱が設けられています。

目指すべき男女平等参画社会のあり方

女性も男性も自らの希望に応じて輝ける、だれにとっても住みやすい社会の実現

3つの視点

- ・誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり
- ・根強い固定的性別役割分担意識等の変革
- ・男女間のあらゆる暴力の根絶

計画の基本的考え方と3つの柱

【計画の基本的考え方】男女平等参画推進に向け、企業の実取組を加速させるとともに、家庭・職場などあらゆる場面での意識改革等を促していく

【第1の柱】

ワーク・ライフ・バランス
の実現と働く場における
女性の活躍推進

【第2の柱】

男女平等参画の推進に向けた
マインドチェンジ

【第3の柱】

配偶者暴力対策

◆「東京都男女平等参画推進総合計画」の改定（中間のまとめにおける「政策の方向性」）

（令和8年3月策定予定）

第7期東京都男女平等参画審議会は令和7年11月17日に、「東京都男女平等参画推進総合計画」の改定に当たっての基本的考え方（中間のまとめ）を公表しました。「中間のまとめ」において、4つの「政策の方向性」を示しています。

「中間のまとめ」における「政策の方向性」

- 1 ～自分らしく生きていく～ 自らが希望する生き方を選択できる社会を目指して
 - （1）ライフイベントやライフステージに応じた様々な支援
 - （2）家庭・地域での活動を支援
- 2 ～女性がいきいき働ける～ 雇用・就業分野における女性活躍の促進
- 3 ～ささえる、ひろめる～ 男女平等参画を阻む意識改革や環境整備
 - （1）社会のマインドチェンジ
 - （2）安心して暮らせる環境づくり
- 4 配偶者暴力対策
 - （1）切れ目のない支援体制の整備
 - （2）関係機関の連携・人材育成等

（2）東京都のその他の動きについて

<条例・計画>

◆「第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」の策定（令和5年3月策定）

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第5条の規定に基づき、令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする計画。誰もが共に支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現を目指す。

◆「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」の策定（令和6年3月）

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の内容を踏まえ、東京都における困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開していくための計画。「困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、困難な問題を抱える女性が、本人の意思が尊重されながら、安全にかつ安心して自立した生活を送ることができる東京の実現」を基本理念とする。

◆「2050 東京戦略～東京 もっとよくなる～」の策定（令和7年3月）

2050 年代に目指す東京の姿「ビジョン」（すべての「人」が輝き、一人ひとりが幸せを実感できる「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」）を実現するため、2035 年に向けて取り組む政策を取りまとめた。

男女共同参画（男女平等）、女性活躍の分野に関しては、以下の内容で記載をされている。

「ビジョン 誰もが自らの生き方を性別にとらわれず選択できる社会」

「戦略 05 女性活躍」

◆「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」（令和7年4月1日施行）

都内企業等において、カスタマーハラスメントが深刻化しており、働く人の人格や尊厳を侵害するだけでなく、消費生活や事業者の事業継続にも関わる重大な問題であることを踏まえ、社会全体でその防止を図り、公正で持続可能な社会の実現を目指すために制定。

◆「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」（令和8年7月1日施行）

東京が活力ある都市として発展していくためには、性別にかかわらず誰もがその個性や能力を発揮できることが重要であるが、雇用・就業分野においては、いまだに様々な場面で女性がその個性や能力を十分に発揮できていない状況にあること、雇用・就業分野における女性の可能性を広げていくためには、職場や社会に根強く残る「性別による無意識の思い込み」の解消に向けて社会全体で取り組むことが必要であるという認識の下、雇用・就業分野において、女性がその個性や能力を発揮できる環境を創出することにより、持続可能で誰もが生き生きと暮らす社会の実現を目指すために制定。

<調査>

◆「人権に関する都民の意識調査」の実施（令和6年7月24日～8月7日）

・関心がある人権問題

「インターネットによる人権侵害の問題」42.5%、「プライバシーや個人情報の流出・漏えいの問題」37.1%、「子供の人権」35.8%、「セクハラやパワハラなどのハラスメント」35.0%、「女性の人権」30.1%

・「性自認」という言葉の認知度

『知っている』※67.4%

※「内容を詳しく説明することができる」9.1%、「詳しく説明できないが、ある程度内容を知っている」38.5%、「内容は知らないが、名称だけは知っている」19.8%の合計

・「性的指向」という言葉の認知度

『知っている』※71.1%

※「内容を詳しく説明することができる」8.7%、「詳しく説明できないが、ある程度内容を知っている」38.5%、「内容は知らないが、名称だけは知っている」23.9%の合計

◆「男女平等参画に関する世論調査」の実施（令和7年8月22日～9月21日）

・男女の地位の平等感

社会全体では『男性の方が優遇されている』※67.8%（※前回調査より3.7ポイント減少）、「平等」15.9%（3.6ポイント減少）

※「男性の方が非常に優遇されている」12.8%、「どちらかというとも男性の方が優遇されている」55.0%の合計

・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

「男性だから」「女性だから」と思うことがあるかという設問に対し、『そう思う』72.0%

※「そう思う」24.6%、「どちらかというともそう思う」47.4%の合計